

中小企業・個人事業者向け支援事業

# 地域企業経営支援金

## 重要なお知らせ

国が実施を予定している「事業復活支援金」と各商工団体で受付けている「地域企業経営支援金」について、調整の必要があるため、11月分を含めた期間での地域企業経営支援金の申請受付は一旦保留とさせていただきます。

今後の取扱いについては、「事業復活支援金」の詳細が判明次第、各商工団体のホームページ等で御案内いたします。

なお、10月分までを対象期間とした申請については、これまでどおり受付けております。

不明な点につきましては、地域企業経営支援金事務局（電話番号：019-654-2390）へお問合せください。

### 地域企業経営支援金とは？

対象期間内の連続する3か月の売上について、前々年同期の売上との差額（減収額）を1事業所当たり30万円を上限として支援します。

店舗を複数経営されている場合には、1事業者当たり150万円を上限として支援します。

また、対象期間に緊急事態宣言期間（8月、9月）を含む場合には、1店舗当たり40万円、1事業者当たり200万円が上限となります。

### 事業復活支援金とは？（令和3年11月25日時点）

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、売上が減少した中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、その影響を緩和して、事業の継続・回復を支援するための支援金を給付するもの。

令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上減少率に応じて、売上減少額を基準に中小企業等は最大250万円、個人事業主は最大50万円を支援金として支給。

※ 現時点の公表内容であり、変更の可能性があります。

※ 詳細については今後発表される国の情報を確認してください。